



発行 東京都

目次

規則

- 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局総務部環境政策課）…一
 - 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
 - 東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第五項の規定による届出に
関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
 - 東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第七項の規定による届出に
関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
 - 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則……………（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課）…三
 - 東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…三
 - 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 告 示
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…五
 - 廃棄物処理法に基づく区域指定……………（環境局多摩環境事務所廃棄物対策課）…八
 - 保安林の指定……………（産業労働局農林水産部森林課）…八
 - 保安林の指定施業要件の変更予定（二件）……………（同）…九

告 示（海区漁調）

- 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………（同）…二

規則

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

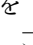
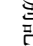

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十二号

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則


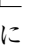
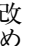
東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

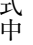
別記附則様式中「」を「」に改め、「」を削り、「日本産業規格


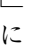

B五判」を「日本産業規格B列五番」に改め、同様式別紙中「日本産業規格B四判」を

「日本産業規格B列四番」に改める。



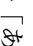
別記第一号様式中「」を削る。

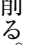
別記第二号様式中「」を「」に改め、「」を削る。

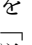
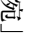
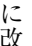
別記第三号様式及び第四号様式中「」を削る。


別記第五号様式中「」を「」に改め、「」を削る。

別記第六号様式から第十一号様式までの規定中「」を削る。

別記第十二号様式及び第十三号様式中「」を「」に改め、「」を削る。

別記第十四号様式中「」を削る。

別記第十五号様式中「」を「」に改め、「」を削る。

別記第十六号様式及び第十七号様式中「」を削る。

別記第十八号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。
別記第十九号様式及び第二十号様式中「㊩」を削る。

別記第二十一号様式中「㊪」を「㊫」に改め、「㊬」を削る。
別記第二十二号様式中「㊭」を削る。

別記第二十三号様式及び第二十四号様式中「㊮」を「㊯」に改め、「㊰」を削る。

別記第二十五号様式から第三十一号様式までの規定中「㊱」を削る。

別記第三十二号様式及び第三十三号様式中「㊲」を「㊳」に改め、「㊴」を削る。

別記第三十四号様式中「㊵」を削る。

別記第三十五号様式中「㊶」を「㊷」に改め、「㊸」を削る。

別記第三十六号様式から第三十八号様式までの規定中「㊹」を削る。

別記第三十九号様式中「㊺」を「㊻」に改め、「㊼」を削る。

別記第四十号様式から第四十九号様式までの規定中「㊽」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都環境影響評価条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十三号

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

規則

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(平成三十一年東京都規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別記附則様式中「附則様式」を「別記附則様式」に改め、「㊾」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第五項の規定による届出に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十四号

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第五項の規定による届出に関する規則の一部を改正する規則

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第五項の規定による届出に関する規則(平成三十一年東京都規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊿」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第五項の規定による届出に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第七項の規定による届出に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十五号

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第七項の規定による届出に関する規則の一部を改正する規則

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第七項の規定による届出に関する規則(平成十四年東京都規則第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㉔」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第七項の規定による届出に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十六号

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則(昭和六十年東京都規則第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「サハ」を「密」に改め、「㉔」を削る。

別記第三号様式及び第四号様式中「㉔」を削る。

別記第六号様式中「㉔」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

別記第八号様式及び第九号様式中「サハ」を「密」に改め、「㉔」を削る。

別記第十号様式中「㉔」を削り、同様式備考中「本書は正副2部提出すること。」を削る。

別記第十一号様式中「㉔」を削り、同様式備考中「本書は正副2部提出すること。」を削る。

別記第十二号様式中「サハ」を「密」に改め、「㉔」を削る。

別記第十三号様式(表)中「ちゃんね」を「密」に改め、「㉔」を削り、同様式(裏)中「抜すい」を「抜す」に改める。

別記第十五号様式及び第十六号様式中「㉔」を削る。

別記第十七号様式及び第十八号様式中「㉔」を削る。

別記第十九号様式中「㉔」を削り、同様式備考中「本書は正副2部提出すること。」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の保守点検等に関する規則別記第一号様式から第四号様式まで、第六号様式、第八号様式から第十三号様式まで及び第十五号様式から第十九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十七号

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則(昭和三十九年東京都規則第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「第三十一条の六第四項」を「第三十一条の六第五項」に改める。

第六条第一項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に、「第三十一条の六第五項」を「第三十一条の六第六項」に改める。

別記第一号の二様式中「㉔」を削り、

性 別	世帯主と の 続 柄																			
--------	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

																					世帯主との続柄
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

に改める。

別記第二号の三様式、第二号の五様式、第五号様式、第七号様式、第八号様式、第十号様式、第十六号様式から第十八号様式まで、第二十号様式、第二十二号様式、第二十五号様式及び第二十六号の二様式中「世」を削る。

別記第二十七号様式及び第三十号様式中「世」を削る。

別記第三十一号様式及び第三十二号様式中「世」を削る。

別記第三十四号様式中「したので、」の次に「関係書類（除籍謄本又は住民票の除籍）を添えて」を加え、「世」を削る。

別記第三十五号様式中「したので、」の次に「関係書類（登記簿謄本、登記事項証明書等）を添えて」を加え、「世」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則別記第一号の二様式、第二号の三様式、第二号の五様式、第五号様式、第七号様式、第八号様式、第十二号様式、第十六号様式から第十八号様式まで、第二十号様式、第

二十二号様式、第二十五号様式、第二十六号の二様式、第二十七号様式、第三十号様式から第三十二号様式まで、第三十四号様式及び第三十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十八号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考二中「のうち、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第一条第一項の表備考五に規定する課程」を削り、同表備考三中「第百二十五条第三項に規定する課程（備考二に規定するものを除く。）及び同条第四項」を「第百二十五条第四項」に改める。

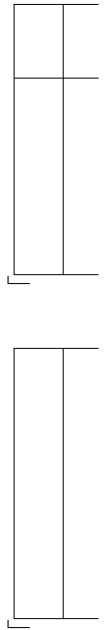
別記第一号の二様式中「世」を削り、

性 別	世帯主と の 続 柄																			
--------	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

																					世帯主との続柄
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

に改める。



別記第五号様式、第六号様式、第十号様式、第十二号様式、第十三号様式、第十五号様式、第十七号様式及び第十八号様式中「**四**」を削る。

別記第二十号様式中「**ア**」の次に「**罹災証明書**を添えて」を加え、「**四**」を削る。

別記第二十一号様式中「**四**」を削る。

別記第二十二号様式中「**した**」の次に「**関係書類**(個人事業の開業・廃業等届書等)を添えて」を加え、「**四**」を削る。

別記第二十四号様式、第二十五号様式、第二十七号様式及び第二十九号様式中「**四**」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別記第一号の二様式、第五号様式、第六号様式、第十号様式、第十二号様式、第十三号様式、第十五号様式、第十七号様式、第十八号様式、第二十号様式から第二十二号様式まで、第二十四号様式、第二十五号様式、第二十七号様式及び第二十九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

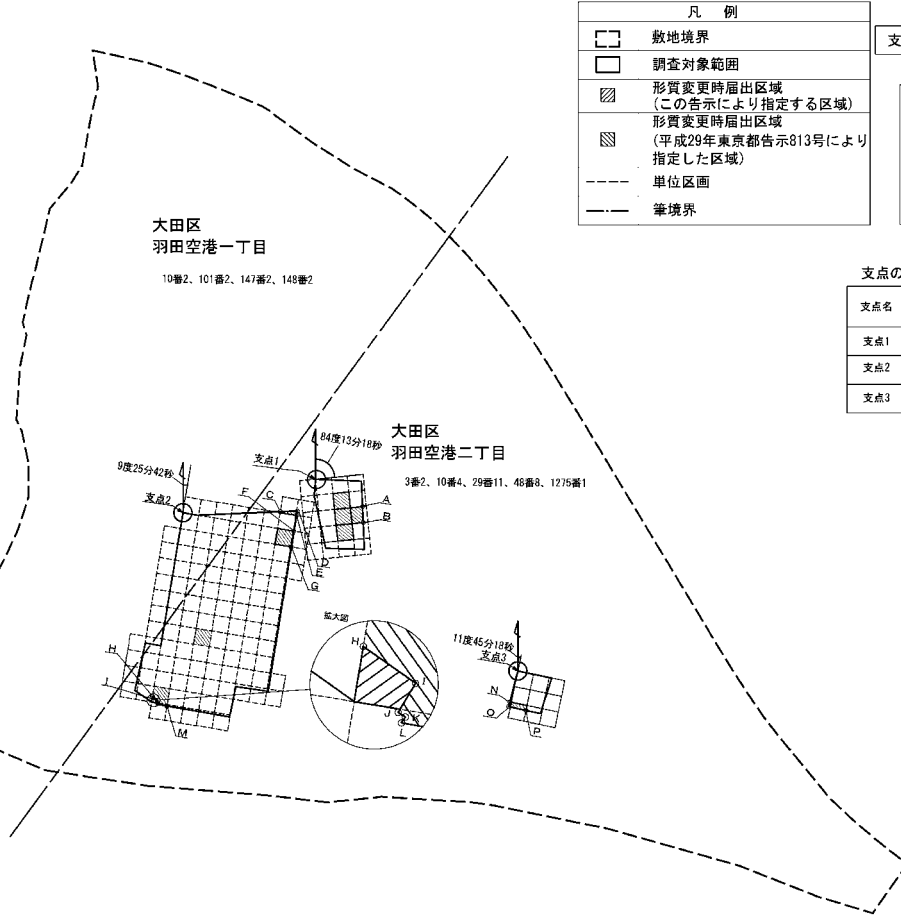
●東京都告示第二百七十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「**形質変更時要届出区域**」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物



凡 例	
	敷地境界
	調査対象範囲
	形質変更時届出区域 (この告示により指定する区域)
	形質変更時届出区域 (平成29年東京都告示813号により指定した区域)
	単位区画
	筆境界

別図

支点は調査対象範囲の最北端とする。

格子の回転角度

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

支点の公共座標及び格子の回転角度一覧

支点名	世界測地系による座標		格子の回転角度
	X	Y	
支点1	-50160.100	-7107.402	84度13分18秒
支点2	-50171.061	-7190.301	9度25分42秒
支点3	-50270.015	-6980.715	11度45分18秒

点 名	世界測地系による座標	
	X	Y
A	-50167.216	-7077.901
B	-50177.223	-7077.459
C	-50170.404	-7129.370
D	-50169.970	-7118.746
E	-50172.732	-7119.191
F	-50182.697	-7120.869
G	-50192.462	-7112.507
H	-50285.990	-7209.386
I	-50288.294	-7206.110
J	-50290.115	-7207.202
K	-50290.400	-7206.751
L	-50290.771	-7207.004
M	-50291.945	-7200.237
N	-50289.409	-6885.687
O	-50292.288	-6886.422
P	-50294.715	-6875.637

測地成果 2011 9系

※対象地は平成29年2月時点で区画整理事業の途中であり公図が存在しないため、図中では分筆状況を記載していない。
 また、本図は独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部が東京法務局城南出張所へ平成29年1月31日付けで提出した土地所在図・地積測量図(公用)を基に作成している。

●東京都告示第二百七十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

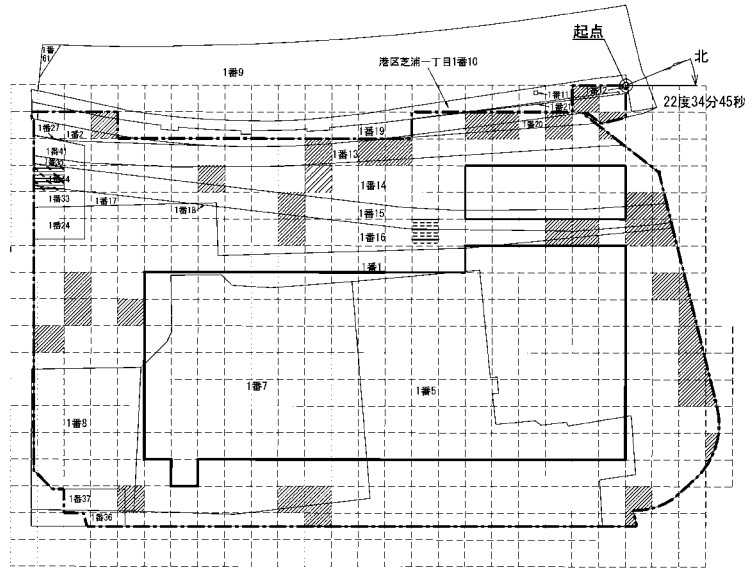
令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区芝浦一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査範囲
- : 事業敷地
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第883号により指定した区域)
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第710号により指定した区域)
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第879号により指定した区域)

【起点】
 起点は、座標値 (X=-38532.001 Y=-6909.003) とする。
 ※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の
 規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び
 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m
 間隔で引いた線により構成されている格子を、
 起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十二号

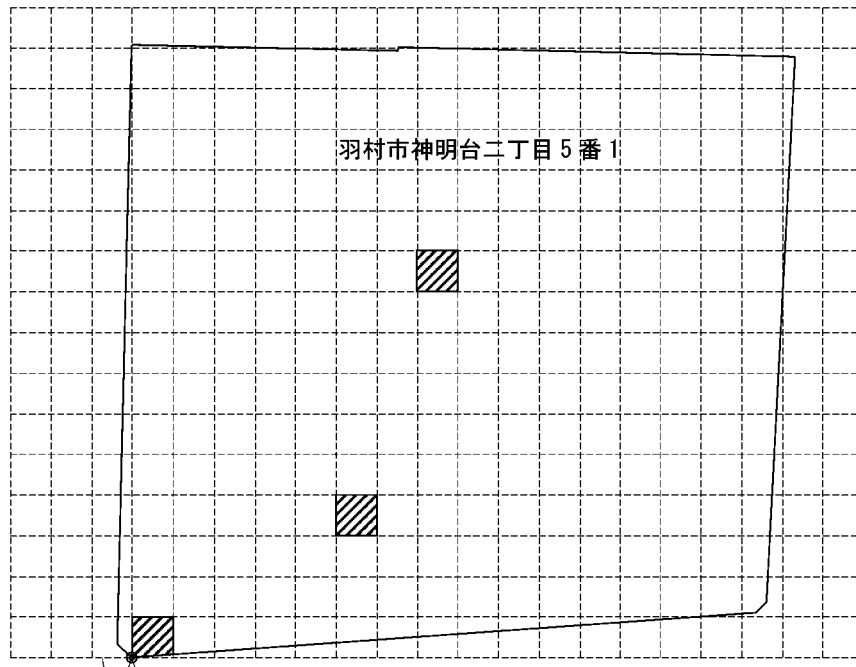
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(羽村市神明台
二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその
化合物

別 図



格子の回転角度【68度19分12秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起 点
 起点は、羽村市神明台二丁目5番1の最北端とする。

凡 例
 --- 単位区画
 — 敷地境界線
 ▨ 形質変更時要届出区域

68度19分12秒 起 点

●東京都告示第二百七十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定区域として指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定区域

西多摩郡奥多摩町海澤字神庭八百五十番三の一部、八百五十番四の一部、同字大か千十二番三の一部及び千十三番三の一部

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号

●東京都告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

西多摩郡日の出町大字大久野字肝要四三〇四番・四三二〇番・四三二七番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字肝要四三二七番(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び日の出町
役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条
の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の
ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三にお
いて準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西多摩郡奥多摩町留浦字茂久保二二六三番一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定め
ない。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産
業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に
供する。)

●東京都告示第二百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条
の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の
ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三にお
いて準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青梅市沢井三丁目一〇六三番一(次の図に示す部分に
限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定め
ない。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役
所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条
第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限
る。)における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」とい
う。)について、次のとおり指示する。

令和三年三月十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
(一) 令和三年六月一日から同年十二月三十一日までの間
の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、
式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島
(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、

八丈島(八丈小島を含む)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬(中ノ黒瀬を含む。)における操業。ただし、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島又は青ヶ島に住所を有する者が、その住所地である島の最大高潮時海岸線から三海里以内の海域で操業する場合は、この限りでない。

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業
(承認操業)

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認められたもの

イ 委員会が特に認めた船舶

ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百一隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二十二隻
- 千葉県 五十隻
- 静岡県 九隻
- その他の県 十隻

調整枠 十隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(五) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和四年一月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和三年六月一日から同年十二月三十一日までとする。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年三月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年三月十六日

東京都知事 小池 百合子

<p>一 店舗名 スーパービバホーム東久留米店</p> <p>二 店舗所在地 東久留米市上の原二丁目二番地ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社S M B C 信託銀行</p> <p>四 設置者住所 港区西新橋一丁目三番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社L I X I L ビバ</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビバホームほか一名</p> <p>七 変更日 令和二年十一月十日ほか</p> <p>八 届出日 令和三年二月五日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和三年三月十六日から同年七月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>にあつては団体名及びその代表者の氏名(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年三月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和三年三月十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 店舗名 スーパービバホーム東久留米店</p> <p>二 店舗所在地 東久留米市上の原二丁目二番地ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社S M B C 信託銀行</p> <p>四 設置者住所 港区西新橋一丁目三番一号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 五百九十六台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 三百四十七台</p> <p>七 変更日 令和三年十月六日</p> <p>八 届出日 令和三年二月五日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和三年三月十六日から同年七月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和三年三月十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名 春日・後楽園駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物(南街区)</p> <p>イ 店舗所在地 文京区小石川一丁目百番</p> <p>ウ 設置者名 春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合</p> <p>(二)ア 店舗名 春日・後楽園駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物(北街区)</p> <p>イ 店舗所在地 文京区小石川一丁目百二番一ほか</p> <p>ウ 設置者名 春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合</p> <p>(三)ア 店舗名 (仮称) T & T III ビル</p> <p>イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目八百一</p> <p>ウ 設置者名 川瀬不動産株式会社</p> <p>(四)ア 店舗名 アスタ</p> <p>イ 店舗所在地 西東京市田無町二丁目一番一号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社アスタ西東京ほか四十七名</p> <p>(五)ア 店舗名 アルカキット錦糸町</p> <p>イ 店舗所在地 墨田区錦糸二丁目二番一号</p> <p>ウ 設置者名 日本生命保険相互会社ほか一名</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要</p> <p>一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四條</p>

に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日
令和三年三月二日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

令和三年三月十六日から同年四月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

